○厚生労働省告示第二百九十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第十一条第一項の

規定に基づき、性感染症に関する特定感染症予防指針(平成十二年厚生省告示第十五号)の一部を次の表の

ように改正する。

令和七年十一月十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改

正

前

正後

改

あり得ることが問題点となっている。 すことが問題点として指摘されている。特に、 なる等性感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたら munodeficiency Virus。以下「HIV」という。)に感染しやすく 障害や生殖器がんが発生し、又はヒト免疫不全ウイルス(Human Im が性感染症に感染した場合には、母子感染による次世代への影響が 和感等の比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、感染した者が が多く、また、尿道掻痒感、帯下の増量、皮膚粘膜症状、咽頭の違 きな健康の問題である。性感染症は、感染しても無症状であること 可能性がある感染症であり、 して感染するとの特質を共通に有し性的接触により誰もが感染する 治療を怠りやすいという特性を有する。このため、不妊等の後遺 性器クラミジア感染症、 口腔等による性的な接触(以下「性的接触」という。)を介 梅毒及び淋菌感染症 性的接触のある全ての人々における大 ヘルペスウイルス感染症、 (以下「性感染症」という。) は、 生殖年齢にある女性 尖圭コン

、特別な配慮が必要な疾患である。
、特別な配慮が必要な疾患である。とから、公衆衛生対策上が特に必要であること等の特徴を有することから、公衆衛生対策上して感染するため、患者等の人権の尊重や個人情報の保護への配慮実態を過小評価してしまうおそれがあること、また、性的接触を介ことがあるため、感染の実態を把握することが困難であり、感染の。以下同じ。)が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しない。以下同じ。)が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しない。以下同じ。)が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しない。

全体の報告数のうち多数を占める男性の報告数の増加とともに、女でいる。全数把握疾患である梅毒については、平成二十三年以降、査により把握される報告数は全体的には概ね横ばいの傾向が見られ四号。以下「法」という。)第十四条の規定に基づく発生動向の調四号に、性感染症を取り巻く近年の状況としては、感染症の予防さらに、性感染症を取り巻く近年の状況としては、感染症の予防

deficiency Virus。以下「HIV」という。)に感染しやすくなる な健康問題である。 ジローマ、 感染症に感染した場合には、母子感染による次世代への影響があり とが問題点として指摘されている。特に、生殖年齢にある女性が性 等性感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたらすこ 等の比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、感染した者が、 く、また、尿道掻痒感、帯下の増量、皮膚粘膜症状、 可能性がある感染症であり、 して感染するとの特質を共通に有し性的接触により誰もが感染する 得ることが問題点となっている。 や生殖器がんが発生し、又はヒト免疫不全ウイルス (Human Immuno 療を怠りやすいという特性を有する。このため、不妊等の後遺障害 性器クラミジア感染 口腔等による性的な接触 梅毒及び淋菌感染症 性感染症は、感染しても無症状であることが多 生殖年齢にある男女を中心とした大き (以 下 (以下「性的接触」という。) を介 ヘルペスウイルス感染症、 「性感染症」という。)は、 咽頭の違和感 治

疾患である。 家の特徴を有することから、公衆衛生対策上、特別な配慮が必要ない。以下同じ。)が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しない。以下同じ。)が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しないまた、性感染症は、患者等(患者及び無症状病原体保有者をいうまた、性感染症は、患者等(患者及び無症状病原体保有者をいうまた、性感染症は、患者等(患者及び無症状病原体保有者をいうまた、性感染症は、患者等(患者及び無症状病原体保有者をいうまた、性感染症は、患者等(患者及び無症状病原体保有者をいうまた、性感染症は、患者等(患者及び無症状病原体保有者をいうまた、性感染症は、患者等(患者及び無症状病原体保有者をいうまた。

、全体の報告数のうち多数を占める男性の報告数の増加とともに、るものの、全数把握疾患である梅毒については、平成二十三年以降四号。以下「法」という。)第十四条の規定に基づく発生動向の調四号。以下「法」という。)第十四条の規定に基づく発生動向の調さらに、性感染症を取り巻く近年の状況としては、感染症の予防

ある。 る発生の割合が高いことや、 ろから二十代にかけての年齢層(以下「若年層」という。)におけ 発生動<sub>·</sub> れて されている。 感染拡大の 性の報告数と報告数全体に占める女性の報告数の割合の 必要である。 加しており ことが重要である。 これらを踏まえた上で、 幅広い層を中心に報告されているが、 定数存在する いる 前の 実態を把握し 可能性も指摘されている。 性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある男性の報告 その他の性感染症については、引き続き十代の半ばご 年齢階級別においては、 梅毒に関する知識の普及啓発を含む予防対策の推進が また、 方 個人間の接触等による多様な機会を通じた 性感染症対策を進めていくことが重要で 全体の それぞれに配慮した施策を検討していく 咽頭感染等が指摘されていることから 報告数増加に伴い、 男性は二十代から五十代まで このように、 女性は二十代に多く報告さ 我が国における 先天梅毒も増 増加も指摘

把握し 策を講じていくことが重要である。 従事者・利用者 な配慮を必要とする者として、 ith men また、 それぞれに配慮した啓発 我が国においては、 以下 M S 男性間で性的接触を行う者 M という。 性感染症の施策の実施におい 生殖年齢の女性や妊婦 相 等に 談の機会や医療の提供等の対 .おける発生動向の実態を (Men who have sex w 性風俗産業 特別

、番目のを方方で、いないものをいう。 って後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)を発症して 重要である。特に、若年層を対象とした予防対策を重点的に推進し 染症に対する予防対策としては、感染する又は感染を広げる可能性 必要である。 ていく必要があるため、学校等とより強固な連携をしていくことが は 発生の予防方法、 、ある者への普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりが ||感染の拡大防止が可能な疾患であり、性感染症の予防には、 知識とそれに基づく注意深い行動が重要である。このため、性感 性感染症は、 また、HIV感染症(HIVに感染している状態であ 早期発見及び早期治療により治癒、 まん延の防止対策等において関連が深いため、 以下同じ。)・エイズと性感染症は、感染経路 重症化の防止又 正し

らを踏まえた上で、性感染症対策を進めていくことが重要である。一の割合が高いことや、咽頭感染等が指摘されていることから、これ二十代にかけての年齢層(以下「若年層」という。)における発生摘されている。性感染症については、引き続き十代の半ばごろから女性の報告数と報告数全体に占める女性の報告数の割合の増加も指女性の報告数

まん延の防止対策等において関連が深いため、 以下同じ。)・エイズと性感染症は、 重要である。特に、若年層を対象とした予防対策を重点的に推進し がある者への普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりが 染症に対する予防対策としては、感染する又は感染を広げる可能性 症候群(以下「エイズ」という。)を発症していないものをいう。 HIV感染症 ていく必要があるため、学校等と連携していく必要がある。また、 い知識とそれに基づく注意深い行動が重要である。 は感染の拡大防止が可能な疾患であり、性感染症の予防には、 性感染症は、早期発見及び早期治療により治癒、 (HIVに感染している状態であって後天性免疫不全 感染経路、 正しい知識の普及等 発生の予防方法、 このため、性感 重症化の防止又 正し

る。 告示第二百九十四号)に基づく対策との連携を図ることが必要であ免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(令和七年厚生労働省正しい知識の普及等の対策について、本指針に基づく対策と後天性

性を示すことを目的とする。 非政府組織(以下「NGO等」という。)等が連携して取り組んで  $\mathcal{O}$ 昭和二十三年法律第百六十七号)の廃止後も、 切な医療の提供、 1 くべき課題について、 施策を推進する必要がある性感染症について、 医療関係者、 本指針は、このような認識の下に、 教育関係者、当事者支援団体を含む非営利組織及び 正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向 発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適 法の施行に伴う性病予防法 総合的に予防のため 国 地方公共団体

期待される。

期待される。

東持針に基づく予防対策は、これらの感染症の抑制にも資するものとよれて、B型肝炎を含め多数あることに留意する必要があり、本・エイズ、B型肝炎を含め多数あることがある感染症は、HIV感染症も、性的接触を介して感染することがある感染症は、HIV感染症ウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症のほかにまた、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスまた、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペス

は、これを変更していくものである。て、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるとき、治療等に関する科学的知見、本指針の進捗状況の評価等を勘案しなお、本指針については、性感染症の発生動向、性感染症の検査

#### 第一 原因の究明

#### 一 基本的考え方

づく発生動向の調査を基本としながら、学術団体や民間企業、の発生動向を慎重に把握していく必要があることから、法に基度学的特徴を踏まえた対策を推進すること等を目的として、そ疾機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正医療機関に受診しないことが多く、また、自覚症状があってもせ感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染し

づく対策との連携を図ることが必要である。する特定感染症予防指針(平成三十年厚生労働省告示第九号)に基の対策について、本指針に基づく対策と後天性免疫不全症候群に関

性を示すことを目的とする。本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法(本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法(本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法(本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法(本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法(本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法(本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法(本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法(

期待される。

期待される。

また、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスまた、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器のはかにのイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症のほかにまた、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスまた、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスまた、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスまた、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペス

は、これを変更していくものである。て、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるとき、治療等に関する科学的知見、本指針の進捗状況の評価等を勘案しなお、本指針については、性感染症の発生動向、性感染症の検査

#### 第一 原因の究明

#### 一 基本的考え方

でく発生動向の調査を基本としながら、患者調査等の他の調査の発生動向を慎重に把握していく必要があることから、法に基度学的特徴を踏まえた対策を推進すること等を目的として、そ医療機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正医療機関に受診しないことが多く、また、自覚症状があってもせ感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染し

発生動向を総合的に分析していくことが重要である。原体保有者の存在を考慮し、必要な調査等を追加的に実施し、NDB)等の多様な情報源の活用を進めるとともに、無症状病NGO等との連携や、匿名医療保険等関連情報データベース(

である。要とする者に対し、広く公開及び提供を行っていくことが重要の、収集された発生動向に関する情報と分析結果について、必び特別区をいう。以下同じ。)は、個人情報の保護に配慮しつまた、国及び都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及

# 一発生動向の調査の活用

染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症については、国は、こ のとする。また、 よって偏りがないように留意して、 握できるように、 性別、年齢階級別など、対策に必要な性感染症の発生動向を把 査して、発生動向調査の改善を図るものとする。 法)をより具体的に示すとともに当該機関について定期的に調 向調査の結果を踏まえた指定届出機関の指定の基準(定点選定 れら四つの感染症の発生動向を的確に反映できるよう、 とされている性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感 て活用していくものとする。特に、法第十四条の規定に基づき 底等その改善及び充実を図り、 NGO等と連携し、地域における対策に活用するため、地域に 指定届出機関からの届出によって発生の状況を把握すること 府県等は、 法に基づく発生動向の調査については、引き続き、 医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法 かつ、関係機関、関係学会、 迅速な発生動向の 調査の結果を基本的な情報とし 指定届出機関を指定するも 把握の観点から、 関係団体等及び 都道府県は、 届出の徹 国及び都 発生動

#### 三 (略)

による発生届等の提出を促進する。

二 発生の予防及びまん延の防止

#### 一 基本的考え方

国及び都道府県等は、性感染症のり患率を減少傾向へ導くた

いくことが重要である。 必要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析して等を活用するとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、

である。要とする者に対し、広く公開及び提供を行っていくことが重要の、収集された発生動向に関する情報と分析結果について、必び特別区をいう。以下同じ。)は、個人情報の保護に配慮しつまた、国及び都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及

# 二 発生動向の調査の活用

性別、 ないように留意して、 携し、地域における対策に活用するため、地域によって偏りが 握できるように、かつ、関係機関、関係学会、 査して、発生動向調査の改善を図るものとする。 法)をより具体的に示すとともに当該機関について定期的に調 向調査の結果を踏まえた指定届出機関の指定の基準(定点選定 れら四つの感染症の発生動向を的確に反映できるよう、発生動 染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症については、国は、こ とされている性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感 て活用していくものとする。特に、法第十四条の規定に基づき 底等その改善及び充実を図り、 指定届出機関からの届出によって発生の状況を把握すること 法に基づく発生動向の調査については、引き続き、 年齢階級別など、 指定届出機関を指定するものとする。 対策に必要な性感染症の発生動向を把 調査の結果を基本的な情報とし 関係団体等と連 都道府県は、 届出の徹

#### (略)

- 基式均差にデジー 発生の予防及びまん延の防止

#### 一 基本的考え方

国及び都道府県等は、性感染症のり患率を減少傾向へ導くた

を進めていくことが重要である。

を進めていくとともに、検査や医療を受けやすい環境づくりの予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことの予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことのか 重要である。特に、性感染症の発生動向に関する情報等発見及び早期治療が性感染症の発生の予防方法としてのコンドームが重要である。特に、性感染症の予防方法としてのコンドームが重要である。

はなりには、一般りに存むする。 いもの又は無いものに変えるものであることが重要である。 ることを通じ、各個人の行動を性感染症に感染する危険性の低要とする情報を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供すまた、普及啓発は、一人ひとりが自分の身体を守るために必

を実現していくことが必要である。

と大力をおいっ。)を促すための効果的な普及啓発を実施していくことをいう。)を促すための効果的な普及啓発を実施していることが重要である。その実施に当たっては、インターネットやSNS等を活用し対象者の実情や状況に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都内容や方法に配慮することが重要である。

とが重要である。 感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押ししていくこ感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押ししていくこのような取組を通じて、国が、都道府県等と協力して、性

### 一 普及啓発及び教育

情や状況に応じた配慮を行っていくことが重要である。予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実

の衛生主管部局、保健所等の従事者は、プレコンセプションケある。そのため、知識及び経験を有する医療機関、都道府県等提供を適切な媒体を用いて行い、広く理解を得ることが重要でための情報について、適切な人材の協力を得つつ、正確な情報のえば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守る

を進めていくことが重要である。

を進めていくことが重要である。

を進供していくとともに、検査や医療を受けやすい環境づくりの予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことの予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことめの施策の目標を設定し、正しい知識の普及啓発及び性感染症めの施策の目標を設定し、正しい知識の普及啓発及び性感染症

、よりきめ細かい普及啓発を実現していくことが必要である。実情に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都道府県等は相談や指導の充実を図りた普及啓発を実施するとともに、実施に当たっては、対象者のために、一般的な普及啓発の実施に加え、若年層を中心としてもので、一般的な普及啓発の実施に加え、若年層を中心としてもので、一般的な普及啓発の実施に加え、若年層を中心として、方法に、一般的な普及啓発の実施にが、一人のとりが自分の身体を守るために必また、普及啓発は、一人ひとりが自分の身体を守るために必また、普及啓発は、一人ひとりが自分の身体を守るために必

とが重要である。 感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押ししていくこ感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押しして、性このような取組を通じて、国が、都道府県等と協力して、性

### 二 普及啓発及び教育

情に応じた配慮を行っていくことが重要である。 予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実

則り、児童生徒の発達段階及び保護者や地域の理解を踏まえるある。その際、学校における教育においては、学習指導要領に提供を適切な媒体を用いて行い、広く理解を得ることが重要でための情報について、適切な人材の協力を得つつ、正確な情報のえば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守る

等の実施等を支援していく必要がある。 普及啓発を行うことが重要であり、 と十分に連携し、学校、 がある。そのために、保健所等は、教育関係機関及び保護者等 感染症から自分の身体を守るための情報を正しく理解する必要 行う者は性感染症に関する教育の重要性を認識するために、性 護者や地域の理解を踏まえることが重要である。 においては、 場での教育に積極的に協力する必要がある。 に利用可能な資材の開発、性に関する指導者育成のための研修 取 組も含め 学習指導要領に則り、 普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現 地域及び家庭における教育と連動した 児童生徒の発達段階及び保 国は、このような普及啓発 学校における教育 また、教育を

染しても無症状の場合が多い一方で、感染すると慢性的な骨盤また、女性の場合には、解剖学的に感染の危険性が高く、感 とが重要である。 あることから、ワクチンの効果等についての情報提供を行うこ た総合的支援が求められる。加えて、尖圭コンジローマについ 緊急避妊のための診療等の場においては、性感染症予防を含め 要である。また、性的虐待や性犯罪等の被害者に対する支援や 性と生殖に関する健康の問題として捉える配慮をすることが重 ることを促すことや、 に加え、 慮が必要である。 の協力・理解の促進や、 れの対象者の意向を踏まえるとともに、パートナーや家族から 等の特性がある。そのため、女性に対する普及啓発は、それぞ 内炎症性疾患の原因となりやすく、次世代への影響があること ては、子宮頸がんとともに、ワクチンによっても予防が有効で そのパートナーにおいても性感染症予防に十分留意す 普及啓発に当たっては、 性感染症及びその妊娠や母子への影響を 対象者の実情や状況に応じた特別な配 妊娠を希望する女性

で、そのまん延の防止に向け、より一層の啓発が必要である。、感染の防止のための注意を怠りやすいという特性を有するのア感染症は、男性においても症状が軽微であることが多いため一方、性感染症として最もり患の可能性の高い性器クラミジ

要がある。
要がある。
要がある。
要がある。
ととが重要である。また、教育を行う者は性感染症に関する教育と連動した普及啓発を行うことが重要であり、国は、こる教育と連動した普及啓発を行うことが重要であり、国は、こら教育と連動した普及啓発を行うことが重要である。また、教育を行う者は性感染症に関する教ことが重要である。また、教育を行う者は性感染症に関する教

要である。

で、そのまん延の防止に向け、より一層の啓発が必要である。、感染の防止のための注意を怠りやすいという特性を有するのア感染症は、男性においても症状が軽微であることが多いため一方、性感染症として最もり患の可能性の高い性器クラミジ

努めるべきである。 道府県等は民間企業及びNGO等とも連携しながら普及啓発にざことができない性感染症がある等の情報について、国及び都感染症の感染を予防する効果があるが、コンドームだけでは防っコンドームは、性器や口腔粘膜を直接接触させないことで性

がある。 染症の予防についての啓発がなされるよう働きかけていく必要に係る受診の機会を捉え、コンドームの特性と使用による性感に祭る受診の機会を捉え、コンドームの特性と使用による性感なお、産婦人科、泌尿器科等の医療機関において、性感染症

# 二 検査の推奨と検査機会の提供

は抗体検査を基本として、検査を実施するものとする。 を含む。)を、 症及び淋菌感染症にあっては病原体検査 感染の危険性、 とその検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者からの 保健所が自ら検査を実施する場合に検査の対象とする性感染症 療に結び付けることができる体制を整えることが重要である。 旨及び内容を十分に理解させた上で受検させ、必要に応じて治 供を行い、 の受検を推奨することが重要である。その際には、検査の趣 都道府県等は、保健所や医療機関などの検査に係る情報の 性感染症に感染している可能性のある者に対し、 梅毒及び性器ヘルペスウイルス感染症にあって 検査の簡便さ等を考慮し、 (尿を検体とするもの 性器クラミジア感染 検

また、その当該受検者を通じる等の方法により当該受検者の性いて十分説明し、確実に医療に結び付けることが必要である。に、現在の検査状況に応じて住民が受検しやすい体制を整えるに、現在の検査状況に応じて住民が受検しやすい体制を整えるに、現在の検査状況に応じて住民が受検しやすい体制を整えるに、現在の検査状況に応じて住民が受検しやすい体制を整えるに、現在の検査が入れた。とは、受検者の感染が判明した場合は、である。なお、検査の結果、受検者の感染が判明した場合は、である。なお、検査の結果、受検者の感染が判明した場合は、である。なお、検査の結果、受検者の感染が判明した場合は、保健所における性感染症の検査のそのため、都道府県等は、保健所における性感染症の検査の

ある。 道府県等は民間企業とも連携しながら普及啓発に努めるべきで道府県等は民間企業とも連携しながら普及啓発に努めるべきでぐことができない性感染症がある等の情報について、国及び都感染症の感染を予防する効果があるが、コンドームだけでは防コンドームは、性器や口腔粘膜を直接接触させないことで性コンドームは、性器や口腔粘膜を直接接触させないことで性

がある。 染症の予防についての啓発がなされるよう働きかけていく必要染症の予防についての啓発がなされるよう働きかけていく必要に係る受診の機会を捉え、コンドームの特性と使用による性感なお、産婦人科、泌尿器科等の医療機関において、性感染症なお、産婦人科、泌尿器科等の医療機関において、性感染症

# 二 検査の推奨と検査機会の提供

は抗体検査を基本として、検査を実施するものとする。 都道府県等は、保健所や医療機関などの検査に係る情報の提供を行い、性感染症に感染している可能性のある者に対し、検査の受診を推奨することが重要である。その際には、検査の趣を含む。)を、梅毒及び性器へルペスウイルス感染症にあってに及び淋菌感染症にあっては病原体検査(尿を検体とする性感染症を含む。)を、梅毒及び性器へルペスウイルス感染症にあっては抗体検査を基本として、検査を実施するものとする。

等の支援を行うことで、検査を受診できるようにし、必要な場際会確保に努めるとともに、住民が受診者を通じる等のである。なお、検査の結果、受診者の感染が判明した場合は、当該受診者に、当該性感染症のまん延の防止に必要な事項について十分説明し、支援するとともに、当該受診者を通じる等のである。なお、検査の結果、受診者の感染が判明した場合は、当該受診者に、当該性感染症のよん延の防止に必要な事項について十分説明し、支援するとともに、当該受診者を通じる等のである。なお、検査の結果、受診者の感染が判明した場合は、当該受診者を通じる等の大法により当該受診者のとともに、住民が受診しやすい体制を整えるというにし、必要な場である。

て、学会等が作成した検査の手引等を普及していくこととするで、学会等が作成した検査の手引等を普及していくことするに、様々な機会を通じて啓発していくことが求められる。においてどのような状況下(タイミング)で必要なのかというにおいてどのような状況下(タイミング)で必要なのかというでいいでとのような状況下(タイミング)で必要なのかというを一つ受検を促し、感染拡大の防止を図ることも重要である。

#### 四 相談指導の充実

症・エイズ対策との連携を図ることが重要である。 保健医療に関する既存の相談、妊婦等に対する保健医療相談や指望者に対する検査時の相談、妊婦等に対する保健医療相談や指望者に対する検査時の相談、妊婦等に対する保健医療相談や指望者に対する検査時の相談、妊婦等に対する保健医療相談や指望者に対する検査時の相談、妊婦等に対する保健医療相談や指望者に対する検査時の相談、妊婦等に対する保健医療相談や指望者に対する検査時の相談、妊婦等に対する保健医療相談や指望者に対するとされ、治療を、対象者の実情や状況に応じた対策の観点から、関係団体、教育機関及びNGO等との連携並びに出して感染を、関係団体、教育機関及びNGO等との連携がでは、性感染症に係る検査を行うことが、対象者の実情や状況に応じた対策の観点が、保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希に対するといる。

#### 第三 医療の提供

基本的考え方

た、若年層が受診しやすい環境づくりへの配慮も必要である。に加えて、個人情報の保護等の包括的な配慮が必要である。まは、診断、治療や予防の指針、分かりやすい説明資料等の活用は、診断、治療や予防の指針、分かりやすい説明資料等の活用投与する等の医療が必要な疾患であり、確実な治療が二次感染投与する等の医療が必要な疾患であり、確実な治療が二次感染性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を

#### 一医療の質の向上

がら、国内外の知見も踏まえ、診断、治療や予防の最新の方法国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りな

ある。合には、医療に結び付け、感染拡大の防止を図ることも重要で

る。 で、学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこととす で、学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこととす に、様々な機会を通じて啓発していくことが求められる。 に関しても、若年層を含め広く国民が十分に理解できるよう においてどのような状況下(タイミング)で必要なのかという また、国及び都道府県等は、検査を受けることが、個人個人

#### 四 相談指導の充実

策との連携を図ることが重要である。

保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希望者に対する検査時の相談指導、妊婦等に対する保健医療相談望者に対する検査時の相談指導、妊婦等に対する保健医療相談望者に対する検査時の相談指導、妊婦等に対する保健医療相談望者に対する検査時の相談指導、妊婦等に対する保健医療相談報の連携を図ることが重要である。

#### 第三 医療の提供

#### 一 基本的考え方

年層が受診しやすい環境作りへの配慮も必要である。 て、個人情報の保護等の包括的な配慮が必要である。また、若は、診断や治療の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えたまん延を防ぐ最も有効な方法である。 医療の提供に当たって投与する等の医療が必要な疾患であり、確実な治療が二次感染性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を

#### 一医療の質の向上

がら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に提国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りな

ら。 上迅速に提供し、地域に普及させるよう努めることが重要であについて、包括的かつ専門性に応じて活用可能な手引を作成の

発を図ることが重要である。針等について積極的に情報提供し、医療従事者に対する普及啓特に、学会等の関係団体は、標準的な診断、治療や予防の指

談体制を確保することが重要である。教育及び研修機会の強化を図るとともに、医療従事者向けの相診療科を横断した性感染症の専門家養成や一般の医療従事者のまた、国及び都道府県等は、学会等との連携により、様々な

# 一 医療アクセスの向上

府県等は、その普及啓発を支援していくことが重要である。等の協力により普及啓発を行うことが重要であり、国及び都道等の協力により普及啓発を行うことが重要であり、NGOた、検査や治療について分かりやすい資料等を作成し、NGOた、検査や治療について分かりやすい資料等を作成し、NGOた、検査や治療に制づくりを推進することが重要である。まおける検査から、受診及び治療に結び付けられる体制づくり、おける検査がは、受診及び治療に結び付けられる体制づくり、国及び都道府県等は、特に若年層等が性感染症に関して受診

# 第四 研究開発の推進

基本的考え方

的に推進することが重要である。
等に関する研究、発生動向に関する疫学研究、行動様式に関す要である。具体的には、病態の解明に基づく検査、治療や予防要である。具体的には、性感染症に関する研究開発の推進が必要を提供するためには、性感染症に関する研究開発の推進が必要を提供することが重要である。

# 一検査、治療や予防等に関する研究開発の推進

方法の開発、薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対する疫拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的な治療速かつ正確に結果が判明する検査薬や検査方法等の検査機会の性感染症の検査や治療において期待される研究としては、迅

供し、普及させるよう努めることが重要である。

ることが重要である。ついて積極的に情報提供し、医療従事者に対する普及啓発を図特に、学会等の関係団体は、標準的な診断や治療の指針等に

機会の確保を図ることが重要である。診療科を横断して性感染症の専門家養成のための教育及び研修また、国及び都道府県等は、学会等との連携により、様々な

## | 医療アクセスの向上

国及び都道府県等は、特に若年層等が性感染症に関して受診国及び都道府県等は、その普及啓発を支援してい資料等を作成し、NGO等の協力により普及啓発を行うことける検査から、受診及び治療に結び付けられる体制作りを推進しやすい医療体制の整備等の環境作りとともに、保健所等にお国及び都道府県等は、特に若年層等が性感染症に関して受診

## 第四 研究開発の推進

基本的考え方

することが重要である。と医学面における研究等を対策に活用できるよう総合的に推進る研究、発生動向に関する疫学研究、行動様式に関する社会面要である。具体的には、病態の解明に基づく検査や治療に関す要が必要を提供するためには、性感染症に関する研究開発の推進が必要を提供するためには、性感染症に関する研究開発の推進が必要を提供するとが重要である。

# 一 検査や治療等に関する研究開発の推進

な治療方法の開発、薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的で簡便速かつ正確に結果が判明する検査薬や検査方法等の検査機会の性感染症の検査や治療において期待される研究としては、迅

研究開発等を推進することも重要である。

ロクチン開発の研究、新たな予防方法の可能性を視野に入れたし、海外との格差を是正していくことが重要である。さらに、外で使用されている治療薬が国内においても使用できるようにの開発やその投与方法に関する研究等が考えられる。また、海学研究、診断方法の開発、治療方法等の開発及び新たな治療薬学研究、

三 発生動向等に関する疫学研究の推進

関する各種疫学研究について、疫学者、 態把握を進めていく。 予防対策に役立てていくことが重要である。 いるサー 保険等関連情報データベ 民間企業及びNGO等の協力を得る等により強化し、今後の 発生動向の多面的な把握に役立てるため、 ベイランス等 ース 多様な情報源も N D B 学術団体、 活用し また、 各自治体が実施し 性感染症に 都道府県等 国の匿名医 包括的な実

四・五 (略)

第五 (略)

元 施策の評価及び関係機関との連携

一 基本的考え方

よる普及啓発活動の充実を図ることが重要である。 性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機性感染症対策は、普及啓発の加点としての情報発信機能の強化を図るとともに、学等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所による普及啓発の拠点としての情報発信機能の強化を図るとともに、学等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所による普及啓発の拠点としての情報発信機能の強化を図るとともに、学り、関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省関との連携を必要とするものであり、単体的には、原生労働省関との連携を必要とするものであり、具体的には、原生労働省関との連携を必要とするものであり、具体的には、原生労働省関とのより強固な連携に対象者といる。

ことも重要である。

一下の対応は、
一下の対応は、
一下の対応は、
一下の対応は、
一下の対応は、
一下の対応は、
一下の対応は、
一下の対応が、
一に対応が、
・に対応が、
・に対応

二 発生動向等に関する疫学研究の推進

である。
る等により強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要関する各種疫学研究について、疫学者や都道府県等の協力を得関は、発生動向の多面的な把握に役立てるため、性感染症に

四・五 (略)

第五 (略)

第六 施策の評価及び関係機関との連携

一 基本的考え方

ある。 しての情報発信機能の強化を図るとともに、学校教育と社会教 図ることが重要である。また、保健所による普及啓発の拠点と 症・エイズ対策等に関係するNGO等との連携等幅広い連携を 道府県等と医師会等の関係団体並びに性感染症及びHIV感染 情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、 関との連携を必要とするものであり、具体的には、 育との連 内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、 性感染症対策は、 携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要で 普及啓発から研究開発まで、 様々な関係機 研究成果の 厚生労働省 国及び都

略